

**(仮称)札幌駅交流拠点北5西1・西2地区
第一種市街地再開発事業**

計画段階環境配慮書

(要約書)

令和2年7月

札幌市

目 次

第1章 都市計画決定権者の名称並びに第一種事業を実施しようとする者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
1.1 都市計画決定権者の名称	1
1.2 第一種事業を実施しようとする者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
1.2.1 第一種事業を実施しようとする者の名称	1
1.2.2 代表者の氏名	1
1.2.3 主たる事務所の所在地	1
第2章 第一種事業の目的及び内容	2
2.1 事業の目的	2
2.2 事業内容	3
2.2.1 事業の名称及び種類	3
2.2.2 事業の実施区域の位置・規模	3
(1) 事業の実施区域の位置	3
(2) 事業の規模	3
2.2.3 事業計画の概要	5
(1) 複数案の設定と施設配置計画及び建築計画	5
(2) 自動車動線計画	9
(3) 駐車場計画	9
(4) 歩行者動線計画	9
(5) 熱源計画	9
(6) 給排水計画	9
(7) 廃棄物処理計画	9
(8) 緑化計画	9
2.2.4 その他事業に関する事項	10
(1) 工事計画	10
2.2.5 事業の内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る 検討の経緯及びその内容	11
第3章 影響想定地域の概況	13
3.1 設定した影響想定地域及び設定の根拠	13
3.2 自然的、社会的概況	15
3.2.1 自然的状況	15
(1) 人の健康の保護及び地域の生活環境の保全に係る項目	15
(2) 地域の自然的状況に係る項目	15
3.2.2 社会的状況	15
(1) 地域の社会的状況に係る項目	15
(2) 環境関係法令に係る項目	15

第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法	16
4.1 計画段階配慮事項(環境影響評価項目)の選定及びその理由	16
4.2 調査、予測及び評価の手法	20
4.2.1 大気質	20
4.2.2 風害	23
4.2.3 日照阻害	24
4.2.4 景観	26
第5章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	28
5.1 大気質	28
5.1.1 調査	28
5.1.2 予測	33
5.1.3 環境保全のための措置	38
5.1.4 評価	39
5.2 風害	40
5.2.1 調査	40
5.2.2 予測	55
5.2.3 環境保全のための措置	60
5.2.4 評価	61
5.3 日照阻害	62
5.3.1 調査	62
5.3.2 予測	66
5.3.3 環境保全のための措置	72
5.3.4 評価	72
5.4 景観	73
5.4.1 調査	73
5.4.2 予測	81
5.4.3 環境保全のための措置	81
5.4.4 評価	92
第6章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	93
第7章 方法書に係る調査手法	98
7.1 大気質	98
7.2 騒音	100
7.3 振動	102
7.4 風害	103
7.5 水質	104
7.6 地盤沈下	105
7.7 日照阻害	106
7.8 電波障害	108
7.9 植物	109
7.10 動物	111
7.11 生態系	111
7.12 景観	112

7.13 人と自然との触れ合いの活動の場	115
7.14 廃棄物等	115
7.15 温室効果ガス	116
第8章 手続の経過の概要及び問い合わせ先	117
8.1 手続の経過の概要	117
8.2 問い合わせ先	117

第1章 都市計画決定権者の名称並びに第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1.1 都市計画決定権者の名称

・札幌市

(担当：札幌市 まちづくり政策局 政策企画部
都心まちづくり推進室 札幌駅交流拠点推進担当課)

1.2 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1.2.1 第一種事業を実施しようとする者の名称

・札幌駅交流拠点北5西1・西2地区市街地再開発準備組合

1.2.2 代表者の氏名

・理事長 吉岡 亨

1.2.3 主たる事務所の所在地

・札幌駅交流拠点北5西1・西2地区市街地再開発準備組合 事務局
札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階(都心まちづくり推進室内)

第2章 第一種事業の目的及び内容

2.1 事業の目的

札幌駅は道内最大の交通結節点であり、道内外から札幌を訪れる多くの人にとっての玄関口となっている。

札幌駅周辺ではこれまで、鉄道高架事業、札幌駅南口土地区画整理事業などの駅周辺の基盤整備を契機に周辺街区を含めたまちづくりの考え方や整備指針が示され、まちづくりが進められてきた。

国においては、平成14年に札幌駅・大通駅周辺地域が、都市の再生の拠点として都市開発事業等を通じて重点的に市街地の整備を推進すべき地域である「都市再生緊急整備地域」に指定され、平成24年には、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて、緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として「特定都市再生緊急整備地域」に指定された。

札幌市においては、平成28年に策定した「第2次都心まちづくり計画」では、札幌駅周辺のエリアを『札幌駅交流拠点』と定め、北海道・札幌の国際競争力をけん引し、その活力を展開させる『起点』を形成することとし、道都札幌の玄関口に相応しい空間形成と高次都市機能の強化を図ることとしている。更に、北海道新幹線札幌駅の位置が決定したことを受け、平成30年には、札幌駅交流拠点の新たなまちづくりの指針として「札幌駅交流拠点まちづくり計画」を策定し、その中で事業の実施区域は『先導プロジェクト街区』として、地権者等として事業を推進し、札幌駅交流拠点のまちづくりを先導していく地区として位置づけられ、さらに令和元年10月には『先導プロジェクト街区』に位置づけた「北5西1・西2地区」の再開発を推進する目的で「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」が策定され、令和元年11月に市街地再開発事業の施行を目指した準備組合が設立された。

このような上位計画のもと具体的な事業化検討の機運が高まる中、『世界へつながる“さっぽろ”の新しい顔づくり』を開発コンセプトとし、以下の4つの視点をもって事業を推進していく。

1) 街並み形成

道都札幌の玄関口にふさわしい新たなシンボル空間の創出

2) 基盤整備

多様な交流を支えにぎわいを形成する交通結節機能の充実とバリアフリー化の推進

3) 機能集積

北海道・札幌の国際競争力をけん引する都市機能の集積

4) 環境配慮・防災

環境にやさしく災害に強い最先端の都心モデルの実現

2.2 事業内容

2.2.1 事業の名称及び種類

- ・事業の名称：(仮称)札幌駅交流拠点北5西1・西2地区第一種市街地再開発事業
- ・事業の種類：建築物の新築の事業、特定工場の新設の事業
(札幌市環境影響評価条例第2条第2項第9号及び8号に掲げる事業)

2.2.2 事業の実施区域の位置・規模

(1) 事業の実施区域の位置

事業の実施区域の概要は表2.2-1に、位置は図2.2-1に示すとおりである。

実施区域は、北5条手稲通、創成川通に接するとともに、西1丁目と西2丁目の間を西2丁目線が通っている。区域内については、西1丁目には自動車駐車場等が、西2丁目にはバスターミナル及び商業施設が立地している。

表2.2-1 事業の実施区域の位置・規模の概要

項目		概要
事業の実施区域の位置		札幌市中央区北5条西1丁目、西2丁目、及び西3丁目の一部 (図2.2-1 参照)
区域の規模	施行区域 ^{※1}	約 3ha
	事業区域 ^{※2}	約 2.5ha

※1：市街地再開発事業施行区域を示す。

※2：計画建築物の建築敷地面積を示す。

(2) 事業の規模

事業の実施区域は、「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」において、2街区一体の開発を円滑に事業化する市街地再開発事業を適用するとされている。

本事業では主に、交通結節点の特性を活かし、バスターミナルの再整備、新幹線駅との連携を図るとともに、にぎわい・交流機能としての商業機能の導入、宿泊機能を備えたホテルの導入、道外からの本社機能を誘導する高機能オフィスの導入などを目指している。

また、事業の実施区域は、「都心エネルギーマスタープラン2018-2050」において、『都心強化先導エリア』に定められており、業務機能が集積し、北海道・札幌の経済活動と行政機能を支えるエリアとして先進的な取組を積極的に進めるエリアであり、地域冷暖房施設の設置スペースを確保する計画である。

本事業により新設する建築物の規模及び新設される特定工場（地域冷暖房施設）の規模は、表2.2-2に示すとおりである。

表2.2-2 事業の規模

項目	必要な規模
延床面積	約417,000m ²
建物最高高さ	約255m
地域冷暖房施設の 排出ガス量 [※]	約79,900Nm ³ /h

※：ボイラーの排出ガス量。

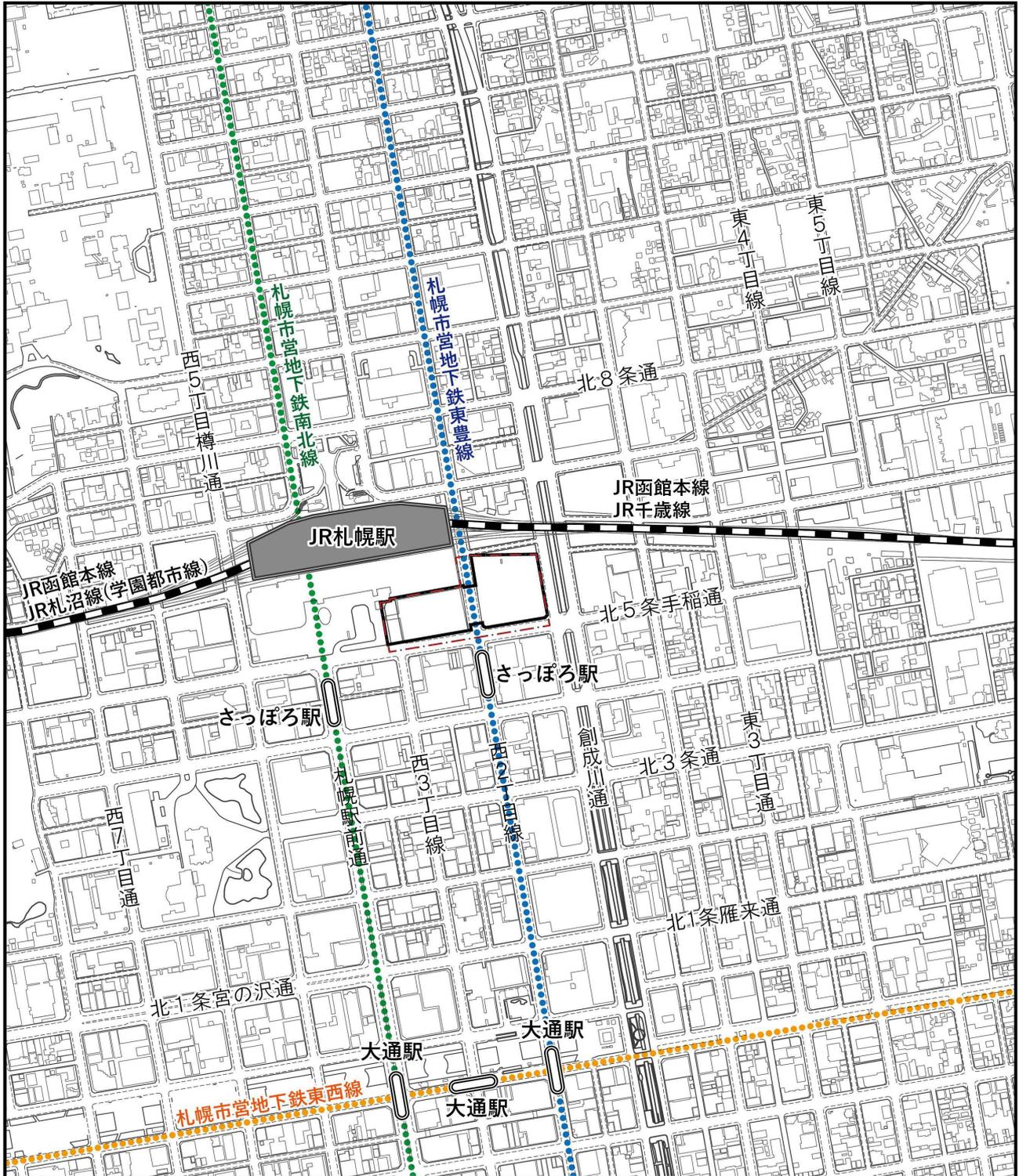
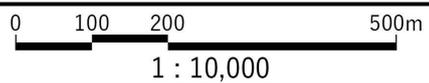


図2.2-1 事業の実施区域位置図(広域)



2.2.3 事業計画の概要

(1) 複数案の設定と施設配置計画及び建築計画

A. 基壇部(低層部)の配置について

事業の実施区域周辺は、土地の高度利用として、多様な交流を支え、にぎわいを形成する交通結節機能の充実等の推進を目的としており、にぎわい・交流機能の導入を図るため、2つの街区を一体的に整備し、札幌の玄関口にふさわしい新たなシンボル空間の創出となる基壇部の配置について、以下の内容を考慮して検討を行った。

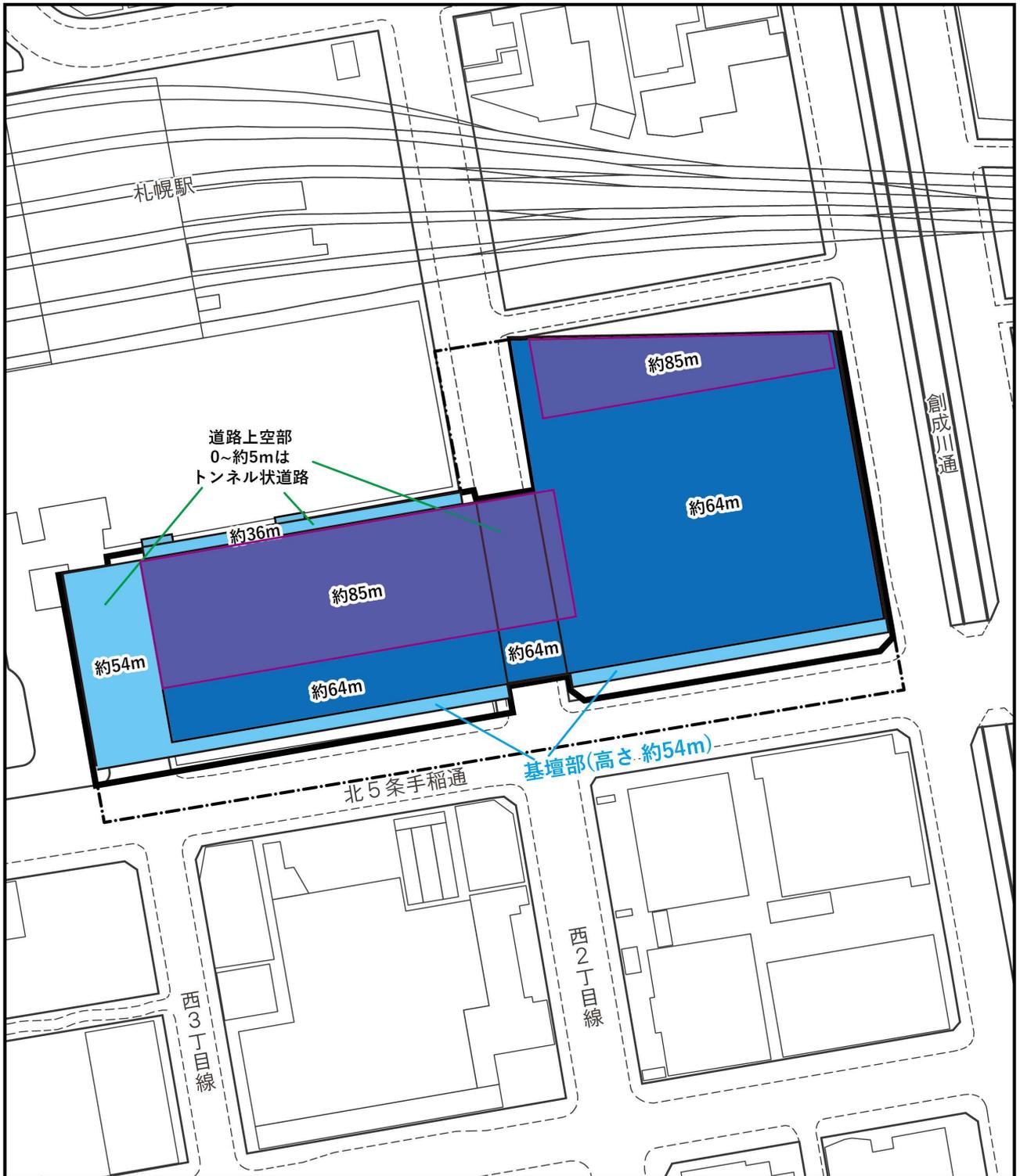
基壇部配置にあたり配慮した内容

- ① 事業区域内の既存建築物（エスタ）の建物高さを念頭に、周辺の既存建築物との連続性に配慮した基壇部を検討する。
- ② 基壇部には、バスターミナルの再整備のほか、札幌駅と新幹線駅、並びに創成川方面につながる商業機能を有した歩行者動線の整備を行い、にぎわい・交流機能の導入を図る。

基壇部の配置・形状の検討結果は、表2.2-3に示すとおりである。基壇部の複数案検討の結果、建物配置・形状及び高さの設定余地が小さいことから、複数案は設定せず図2.2-2に示す1案とする。

表2.2-3 基壇部の配置・形状の検討結果

検討内容	検討結果
用途	・利便性が高く集客力のある主として商業用途の計画とすることにより、札幌駅南口駅前広場のにぎわいと連続性を確保 ・屋上広場を整備することにより、屋内外のにぎわいの連続性を確保
建物形状	・四季を問わず快適に利用でき、災害時の一時滞在施設としての利用も考慮したゆとりのある屋内空間を確保 ・札幌駅、新幹線駅、バスターミナル、創成川通及び創成東地区へのアクセス機能を有した大規模なフロア形状を確保
建物高さ	・既存建築物高さ（約50m）及び周辺既存建築物の高さ等に配慮するなど、周辺建築物と連続した基壇部とし、周辺との調和を確保
動線計画	・屋内に新幹線駅や創成川方面への歩行者ネットワークを整備するとともに、要所ににぎわいの核となるオープンスペースを確保

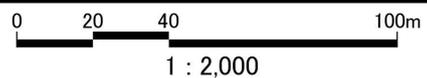


凡例

- : 事業区域(予定)
- : 施行区域(予定)
- : 計画建築物(基壇部: 約36~64m)
- : 計画建築物(機器配置スペース等: 約85m) ※代表して計画建築物Aを記載

注) 配慮書時点における計画であり、今後の設計及び関係機関等との協議等により、変更となる可能性がある。

図2.2-2 基壇部(低層部)配置案



B. 高層部の配置及び複数案の設定について

高層部については必要な延床面積を確保しつつ、配置及び高さの異なる複数案の検討を行った。高層部の導入機能は、業務及びホテル等の用途を想定している。

検討の結果、配慮書段階において比較検討する複数案は、以下に示す2案(計画建築物A案：1棟案(最高高さ約255m)、計画建築物B案：2棟案(最高高さ約200m))に設定した。

計画建築物A案及び計画建築物B案の配置計画及び断面計画は、表2.2-4に示すとおりである。

表2.2-4 配慮書段階において比較検討する複数案（計画建築物）

項目	計画建築物A案	計画建築物B案	
事業の位置	札幌市中央区北5条西1丁目、西2丁目、及び西3丁目の一部		
事業区域	約2.5 ha		
延床面積	延床面積 約417,000m ²		
主要用途	業務、商業、宿泊、駐車場、バスターミナル等		
高層部配置	西1街区	西1街区、西2街区	
高さ	基壇部	高さ 約36～64m	
	高層部	最高高さ 約255m	最高高さ 約200m
配置計画			
断面計画 (東西断面)			

注1) 太字ゴシックの表記は、計画建築物A案と計画建築物B案で異なる内容の部分を表す。

注2) 配慮書時点における計画であり、今後の設計及び関係機関等との協議等により、変更となる可能性がある。

C. 地域冷暖房施設の機器仕様等に関する複数案の設定

(ア) 排出ガスの排出口位置について

地域冷暖房施設は、西1街区に設置し、機器等は街区北側に配置する計画であることから、排出ガスの排出口についても図2.2-4(1)～(2)に示すとおり、両案ともに西1街区の北側の高さ85mに配置するものとした。

(イ) 複数案の設定について

配慮書段階における複数案については、以下に示す2案とした。

地域冷暖房施設 a 案は、本計画建築物に必要な熱源計画（西1街区+西2街区を対象とした地域冷暖房施設）とした案とした。

地域冷暖房施設 b 案は、周辺地域へも熱供給を担う地域冷暖房施設とした。

設置する機器については、北海道熱供給公社の既存エネルギーセンターに設置されている機器の平均的な仕様を想定した。

コージェネについては、地域冷暖房施設 a 案及び地域冷暖房施設 b 案で共通である。

地域冷暖房施設 a 案及び地域冷暖房施設 b 案の機器仕様等については、表2.2-5に示すとおりである。

表2.2-5 配慮書段階において比較検討する複数案（地域冷暖房施設）

	地域冷暖房施設 a 案		地域冷暖房施設 b 案	
	コージェネ	ボイラー	コージェネ	ボイラー
排気口高さ	85m			
湿り排出ガス量	28,440 Nm ³ /h	28,351 Nm ³ /h	28,440 Nm ³ /h	79,900 Nm ³ /h
乾き排出ガス量	25,680 Nm ³ /h	24,225 Nm ³ /h	25,680 Nm ³ /h	68,272 Nm ³ /h
窒素酸化物排出濃度	363 ppm	60 ppm	363 ppm	60 ppm

注) **太字ゴシック**の表記は、地域冷暖房施設a案と地域冷暖房施設b案で異なる内容の部分を表す。

(2) 自動車動線計画

関係車両は、事業区域に隣接する北5条手稲通、創成川通、西2丁目線などを利用し、計画建築物1階に設けるバスターミナル及び地下等に設ける駐車場に出入する計画である。

なお、自動車動線については、今後の詳細検討を進める中で別途関係部署と調整を図りながら検討していく計画である。

(3) 駐車場計画

駐車場計画は、「札幌市駐車場附置義務条例」及び「大規模小売店舗立地法(大店立地法)」等の関係法令を満足する台数を確保する計画である。

(4) 歩行者動線計画

歩行者動線計画は、計画建築物の2街区を貫通するデッキレベルの歩行者動線、既存の地下歩行ネットワークと接続した地下動線、それらをつなぐ縦コア動線の形成等により、新幹線駅と地下鉄やJR在来線など、多様な交通モード間の円滑な乗換動線を確保する計画である。

(5) 熱源計画

熱源計画は、「札幌都心エネルギーマスタープラン」の考え方にに基づき、事業の実施区域内に地域冷暖房施設(DHC)が設置される計画である。設置されるDHCは事業の実施区域内の計画建築物へ熱供給するとともに、既存のエネルギーネットワークと接続する計画である。なお、事業の実施区域周辺地域への熱供給についても検討を進めている。

設置する機器などは、高効率システムの採用等により省エネルギーに努める計画である。

(6) 給排水計画

事業区域内で使用する上水は、札幌市水道局より供給を受ける計画である。

事業区域からの排水は、汚水、雨水ともに公共下水道に放流する計画である。

(7) 廃棄物処理計画

計画建築物内から発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)」及び「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」等の関係法令を踏まえ、計画建築物内に設置する廃棄物保管場所にて分別収集・保管を行い、許可を受けた業者に委託して適正に処理を行う計画である。

(8) 緑化計画

緑化計画は、「札幌市緑の保全と創出に関する条例」(平成13年3月 札幌市)に準拠した面積を確保する計画である。

2.2.4 その他事業に関する事項

(1) 工事計画

本事業では、事業の実施区域内の既存建築物を解体し、計画建築物を新築する計画であり、工事期間は全体で6年程度を予定している。

本事業における工種は、既存建築物の解体工事、新築工事(掘削工事・地下躯体工事・地上躯体工事、仕上工事、外構工事等)を想定している。

工事では、最新の排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の採用に努めるとともに、低騒音・低振動工法の採用に努める。また、建設機械の稼働台数、工事用車両の走行台数が一時期に集中しないように、適切な工事計画の検討に努める。

また、工事期間中の地下鉄駅や地下街との接続通路の切り回し等についても、今後検討していく計画である。

なお、工事の詳細は今後検討を進めていくが、本事業は既存建築物の建替を行うものであり、A案、B案の工事内容は大きく異なることはないと考えられる。

2.2.5 事業の内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

配慮書段階における環境保全に配慮する方針は、以下に示すとおりである。

(1) 立地

区分	環境要素	環境保全に配慮する方針
生活環境	大気質	・JR札幌駅、地下鉄駅、バスターミナル等の公共交通機関との歩行者ネットワークを検討することにより、自動車以外の公共交通機関利用も選択肢とし、建物利用者の利用交通手段の分散を図ることで、自動車交通走行に伴う大気汚染物質の排出量の低減に努める。
	騒音・振動	・JR札幌駅、地下鉄駅、バスターミナル等の公共交通機関との歩行者ネットワークを検討することにより、自動車以外の公共交通機関利用も選択肢とし、建物利用者の利用交通手段の分散を図ることで、自動車交通走行に伴う騒音・振動の影響の低減に努める。
人と自然との触れ合い環境	景観	・良好な中心市街地の景観形成に努める。

(2) 事業内容

区分	環境要素	環境保全に配慮する方針
生活環境	大気質	・地域冷暖房施設を設置する。 ・低負荷型の熱源設備の採用に努める。
	騒音・振動	・低騒音型の設備機器の採用に努める。 ・設備機器の設置場所を検討し、できる限り影響を低減するよう努める。(例えば、計画建築物内機械室や屋上へ設置することにより、地上部へ影響を及ぼさないよう努める。)
	風害 ・日照阻害 ・電波障害	・計画建築物の形状の工夫等を検討し、できる限り影響を低減するよう努める。(例えば、基壇部(低層部)を設けることにより、地上付近への吹降ろしの風の影響低減に努める。板状の形状を避け、長時間の日影となる地域が少なくなるよう努める等。) ・計画建築物に起因して新たなテレビ電波障害が生じることが明らかとなった場合には、適切な障害対策を検討・実施し、影響を解消するよう努める。(例えば、アンテナ調整による対策等。)
人と自然との触れ合い環境	景観	・計画建築物の形状、色彩等が周辺の街並みと調和するよう努める。
地球環境	廃棄物等	・発生した廃棄物は、計画建築物内にて分別収集・回収を行い、許可を受けた廃棄物処理業者により排出し、適正に処理・処分するよう努める。
	温室効果ガス	・「都心エネルギーマスタープラン2018-2050」に基づき、地域冷暖房施設を設置する。 ・エネルギー効率の高い空調・換気設備、給湯設備、照明設備の採用に努める。

(3) 工法・工期

区 分	環境要素	環境保全に配慮する方針
生活環境	大気質	<ul style="list-style-type: none"> 最新の排出ガス対策型建設機械の採用に努める。 工事区域周囲には仮囲いを設置し、必要に応じて散水を行い粉じんの飛散防止に努める。 建設機械の稼働台数、工事用車両の走行台数が一時期に集中しないように、適切な工事計画の検討に努める。
	騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音型建設機械の採用に努める。 低騒音・低振動工法の採用に努める。 工事区域周囲には仮囲いを設置し、必要に応じて防音シート等を設け、騒音の影響低減に努める。 建設機械の稼働台数、工事用車両の走行台数が一時期に集中しないように、適切な工事計画の検討に努める。
	水 質	<ul style="list-style-type: none"> 地下工事等に伴い発生する工事排水は、工事区域内に設置する仮沈砂槽等の処理施設にて、排水先の排水基準以下に適正に処理した後、排水するよう努める。
	地盤沈下	<ul style="list-style-type: none"> 地下工事に際しては、掘削部分の地盤が崩壊しないよう、掘削部分の周囲に剛性の高い山留壁を構築するよう努める。
人と自然との触れ合い環境	景 観	<ul style="list-style-type: none"> 仮囲い等の工事中の工作物については、形状、色彩等に配慮するよう努める。
	人と自然との触れ合いの活動の場	<ul style="list-style-type: none"> 人と自然との触れ合いの活動の場(創成川公園等)へのアクセスルートの分断が生じないように、適切に配慮するよう努める。(例えば、歩道の確保・別ルートへの誘導、工事用車両出入口への交通誘導員の配置等。)
地球環境	廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物は分別収集を徹底して、種類に応じて排出し、再資源化の促進及び不要材の減容化に努める。 建設発生土は可能な限り有効利用を図り、処分地へ運搬する量の減量化に努める。
	温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> 製造過程におけるCO₂発生量の少ない建材の使用に努める。 コンクリート型枠材は、非木材系型枠を用いるよう努める。 木材系型枠の使用に際しては、使用量の削減、再利用に努める。

第3章 影響想定地域の概況

3.1 設定した影響想定地域及び設定の根拠

札幌市環境影響評価条例第4条第1項及び第5条第1項に規定する環境配慮指針及び技術指針に基づき、関連する既存資料を整理し、影響想定地域を含む地域を調査範囲とした地域の概況把握を行った。

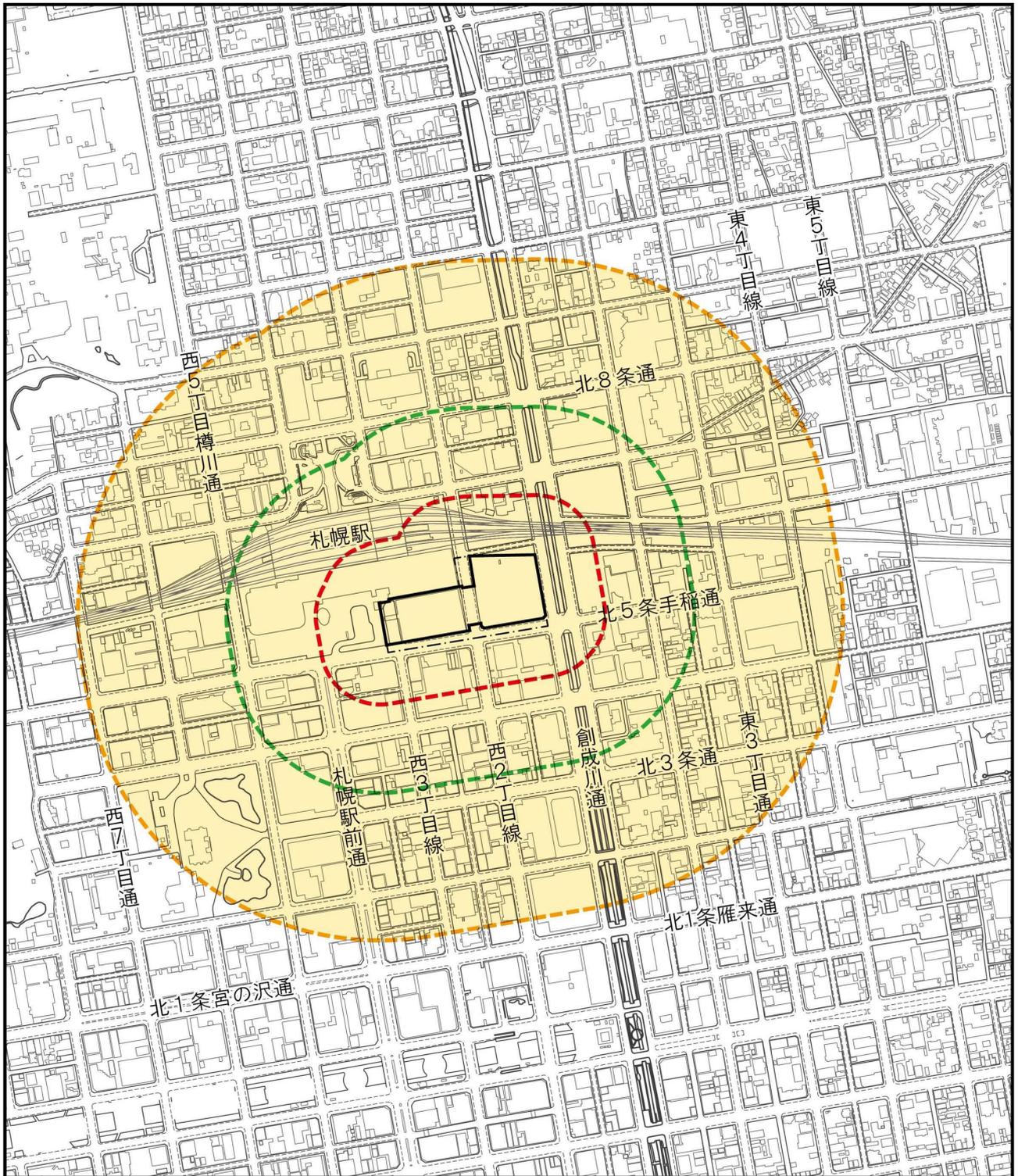
「影響想定地域」とは、事業の実施により1以上の環境要素が影響を受けると認められる地域である。

本配慮書における影響想定地域は、事業の特性と主な環境要素の想定される影響範囲を踏まえ、表3.1-1及び図3.1-1に示すとおりとした。

表3.1-1 影響想定地域の範囲及び設定の根拠

環境要素	影響想定地域の範囲	設定の根拠	出典等
大気質	事業区域境界から 100mを含む範囲	主に事業区域での建設工事等を想定し、影響があると考えられる範囲を設定	出典資料等に基づいて設定
騒音			
振動			
風害	事業区域境界から 500mを含む範囲	高層建築物の建設により風速が増加すると考えられる範囲(計画建築物の最高高さ(約255m)の1~2倍の範囲)を想定して設定	
植物	事業区域境界から 250mを含む範囲	植物相、植物群落及び動物相の一般的な現地調査地域を考慮して設定	
動物			
生態系			
景観	事業区域境界から 500mを含む範囲	対象の要素やディテールが目につきやすい領域の視距離として、近景と称される範囲として設定	

出典：「ビル風の基礎知識」(平成17年12月 風工学研究所)
「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年11月 監修 建設省都市局都市計画課)
「自然環境アセスメント技術マニュアル」(平成7年11月 自然環境アセスメント研究会)

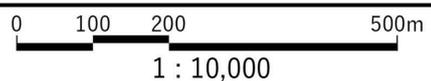


凡例

- : 事業区域(予定)
- : 施行区域(予定)
- : 影響想定地域
- : 事業区域から100mの範囲(大気質/騒音/振動)
- : 事業区域から250mの範囲(植物/動物/生態系)
- : 事業区域から500mの範囲(風害*/景観)

※ : 計画建築物の最高高さ(約255m)の1~2倍の範囲を想定

図3.1-1 影響想定地域



3.2 自然的、社会的概況

3.2.1 自然的状況

(1) 人の健康の保護及び地域の生活環境の保全に係る項目

事業区域周辺において、札幌市が実施している大気質、騒音の測定結果はすべての測定局・測定地点で環境基準値を下回っている。なお、振動、悪臭の測定は行われていない。

また、札幌市が実施している創成川及び豊平川における水質調査では、すべての調査地点で環境基準値を満足している。

(2) 地域の自然的状況に係る項目

事業区域周辺の地形は低地であり、事業区域は扇状地性低地に位置している。

事業区域周辺では、赤れんが庁舎周辺、北海道大学植物園、北海道大学構内及び創成川など一部に緑地がみられるほかは、大部分が市街地となっており、そのため動物は北海道の都市部周辺で一般的に見られる種が生息していると考えられる。

また、地域景観は、ビルなどの建築物により構成される市街地の都市景観が主体となっているが、創成川公園、大通公園の野外レクリエーション地も分布している。

3.2.2 社会的状況

(1) 地域の社会的状況に係る項目

事業区域及びその周辺は、大部分が商業地域に指定されており、住宅等の住居施設は、事業区域の東南東側約150m付近のほか、東側約200m以遠、北側約250m以遠及び西側約400m以遠に分布する状況にある。

教育施設は、事業区域から500m範囲内に、事業区域の東側約400mに「札幌市立中央中学校」、北側約500mに「札幌市立北九条小学校」がある。

福祉施設は、事業区域から500mの範囲内に、事業区域の北西側約350mに「愛和えるむ保育園」、北西側約400mに「札幌市男女共同参画センター等」、南側約450mに「札幌時計台雲母保育園」、「あんしん住まいサッポロ」がある。

病院は、事業区域から500mの範囲内に、事業区域の南東側約250mに「JR札幌病院」、南南東側約500mに「時計台記念病院」がある。

緑地・公園は、事業区域から500mの範囲内に、事業区域の南南東側約450m付近に「創成川公園」がある。

(2) 環境関係法令に係る項目

本事業に関連する環境関係法令に係る項目としては、環境基本法に基づく環境基準(大気汚染、騒音、水質汚濁、土壌)、及び大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法等に基づく規制基準等がある。

この他、資源等の保護・保存に関する法令として、札幌市景観条例に基づく景観計画重点区域の指定等がある。